

* 国の第3次基本計画について *

昨年策定された第3次男女共同参画基本計画における主な施策については、15の重点分野を掲げ、それぞれの分野において、「基本的考えかた」、「成果目標」、「施策の基本的方向」、「具体的施策」について記述しています。また、新たに5つの分野を設けています。

* 重点分野



第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- ・政治、司法を含めたあらゆる分野で「2020年30%」に向けた取組
- ・クオータ制など多種多様な手法によるポジティブ・アクションの検討



第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- ・配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
- ・性犯罪への対策の推進

第2分野 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

- ・税制、社会保障制度、家族に関する法制などの検討
- ・調査・統計における男女別情報の充実

第10分野 生涯を通じた女性の健康支援

- ・女性の生涯を通じた健康のための総合的な政策展開
- ・性差に応じた健康支援

第3分野 男性、子どもにとっての男女共同参画★

- ・男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進
- ・子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進

第11分野 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

- ・男女平等を推進する教育・学習の充実
- ・多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実

第4分野 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

- ・M字カーブ問題の解消に向けた取組の推進
- ・同一価値労働同一賃金に向けた均等・均衡待遇の推進
- ・女性の活躍による経済社会の活性化

第12分野 科学技術・学術分野における男女共同参画★

- ・働きやすい環境整備に向けた取組の支援
- ・女性研究者の採用・登用の促進

第5分野 男女の仕事と生活の調和

- ・長時間労働の抑制、多様な働き方の普及、男性の家事・育児参画の促進、職務環境の整備



第13分野 メディアにおける男女共同参画の推進

- ・女性の人権を尊重した表現を推進するためのメディアの取組の支援

第6分野 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進

- ・女性の農林漁業経営や地域社会への参画の推進
- ・加工・販売等の起業など6次産業化の取組への支援

第14分野 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進★

- ・地域における男女共同参画の基盤づくりの推進
- ・防災における男女共同参画の推進
- ・男女共同参画の視点に立った環境問題への取組の推進

第7分野 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援★

- ・セーフティネット機能の強化
- ・世帯や子どもの実情に応じたきめ細やかな支援

第15分野 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献

- ・条約等の積極的遵守、国内施策における実施・監視体制の強化、国内への周知
- ・ジェンダー主流化によるODAの効果的実施

第8分野 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備★

- ・障害者、外国人等であることに加え、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人々への支援

(★がついているのは新設分野)



★報告★

DV被害者支援セミナーに参加して

「DV被害者支援の会アミーチ」主催による『DV被害者支援セミナー』が2月、リナシティかのやに於いて開催されました。

このセミナーは、「鹿屋市の市民とのパートナーシップ推進事業」を活用して実施されたもので、DV被害者支援の取組が、全国でも先進地である久留米市と小規模人口ながら支援の取組が進んでいるえびの市から講師を迎え、被害の実態や支援の取組について、事例を交えて開催され、本市においても支援の取組を強化する必要性を感じました。

なかでもDVが子どもに与える影響は甚大で大変胸の痛む内容でした。

以下は、久留米市相談コーディネーターの石本宗子氏のセミナー時の資料を一部掲載しています。



・ドメスティック・バイオレンス（DV）とは

親密な関係における男女間において起こる身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力などをいいます。

・女性に対する暴力の主な背景

女性に対する暴力が起こるのは個人に何か問題があるからではない。女性に対する暴力は、現在の社会を形成する人々の意識、習慣、制度、法律などに見られる差別的な社会構造・支配意識を反映して起こる問題である。優れて社会的な問題である。

・子どもへの影響

DVは、子どもにも大きな影響を与える。子どもは両親の間で起こっている問題に大人が思っている以上に敏感に反応している。DVが起こっている家庭の多くでは、子どもも暴力の直接の対象になっていることも多く、また、暴力を目撃したり、物音や声を聞いたり、被害者の負傷の様子や起こった後の家の中の荒れた様子などを見るなど、心理的な影響は避けられない。子どもはいろいろな形で巻き込まれる。

（子どもへの影響の例）

- ・一方が他を支配する関係を学ぶ
- ・物事の解決方法として暴力を選ぶことを学ぶ
- ・幼児とは思えないほど聞き分けがよい反面、激しく母親に嘔みつく攻撃性を表す2歳児
- ・他の子どもたちを突き飛ばし、顔や体を蹴飛ばす行動を繰り返す3歳児
- ・ひたすら母親の顔色を見て、母親の指示通りに弟妹の世話をする6歳児
- ・母親に自分の気分通りの行動を求め、行動を縛り仕事に行くことすら妨害する10歳児
- ・毎晩のように発作を起こす12歳児
- ・不安感を訴える10歳児
- ・母親に心配をかけまいとして聞き分けよくふるまう3歳児
- ・覚めた目で大人を見る中学生
- ・摂食障害や強迫神経症、解離性精神障害の症状を呈している20歳代等



◆ 記事紹介 ◆



日本のジェンダー・ギャップ指数及びジェンダー不平等指数

◎ジェンダー・ギャップ指数とは？

世界経済フォーラム発表によると各国における男女格差を測る指数（GGI）は、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから作成され、「0」が完全不平等、「1」が完全平等を意味しています。特に政治分野及び経済分野における男女差が大きいため、日本はこのような低い順位となっています。（日本は134か国中94位、前年は134か国中101位）



順位	国名	値
1	アイスランド	0.8496
2	ノルウェー	0.8404
3	フィンランド	0.8260
4	スウェーデン	0.8024
5	ニュージーランド	0.7808
6	アイルランド	0.7773
7	デンマーク	0.7719
8	レソト	0.7678
9	フィリピン	0.7654
10	スイス	0.7562
13	ドイツ	0.7530
15	英国	0.7460
19	米国	0.7411
20	カナダ	0.7372
46	フランス	0.7025
74	イタリア	0.6765
94	日本	0.6524

※資料：内閣府発行「共同参画」から掲載

◎ジェンダー不平等指数とは？

国連開発計画（UNDP）発表によると本指数は、保健分野、エンパワーメント、労働市場の3つの側面から構成されており、国家の人間開発の達成が男女の不平等によってどの程度妨げられているかを明らかにするもので、日本は138か国中12位でした（順位が高いほど、人間開発が阻害される要因が少ない。）保健分野等日本が優れた分野が含まれている結果と考えられますが男女共同参画において取り組む課題は多いと考えられます。

順位	国名	値
1	オランダ	0.174
2	デンマーク	0.209
3	スウェーデン	0.212
4	スイス	0.228
5	ノルウェー	0.234
6	ベルギー	0.236
7	ドイツ	0.240
8	フィンランド	0.248
9	イタリア	0.251
10	シンガポール	0.255
11	フランス	0.260
12	日本	0.273
16	カナダ	0.289
32	英国	0.355
37	米国	0.400

《 問い合わせ先 》

〒893-8501 鹿屋市共栄町20番1号

TEL：(0994) 31-1147

FAX：(0994) 40-3003

市民活動推進課（男女共同参画推進室）

〈メールアドレス〉

danjyo@e-kanoya.net